

社会的養護の新展開 18

—親と離れて暮らす子どもたちの養育とその後 6—

浦田 雅夫
京都女子大学

昨年、第38回ユーキャン新語・流行語大賞において「ヤングケアラー」がノミネートされている。同様に、昨年あたりから「子どもアドボカシー」というワードも頻出している。朝日新聞では小中学生用の「時事ドリル」として、「子どもアドボカシー」を取り上げ、その解説で「子どもアドボカシーとは、子どもに権利があることを伝えた上で、その声に耳を傾け、自分の意見を周囲に伝えたいと思う場合、どうすればいいかを一緒に考え、子どもが選択できるように情報を提供し、行動を支援する活動」と紹介している。

2019年、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して緊急に措置をとられなければならないこととのひとつとして、「子どもの意見の尊重」をあげている。

Respect for the views of the child

21. While noting that the 2016 amendments to the Child Welfare Act refer to the respect for the views of the child, and that the Domestic Relations Case Procedure Act consolidates the provisions concerning the child's participation in the proceedings, the Committee remains seriously concerned that the child's right to express his or her views freely in all matters affecting them is not respected.

22. With reference to its general comment No. 12 (2009) on the right of the child to be heard, the Committee urges the State party to assure to any child who is able to form views the right to freely express those views, without age limitations, in all matters affecting the child, and that due weight be given to the child's views, while providing safeguards against intimidations and punishment of a child. It further recommends that the State party provide an environment that enables the child to exercise her or his right to be heard and actively promote meaningful and empowered participation of all children in the family, at schools, in alternative care and health and medical settings, in judicial and administrative proceedings concerning them, in the local community, and in all relevant issues, including environmental matters.

https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/JPN/CRC_C_JPN_CO_4-5_33812_E.pdf

日本では、同 2019 年、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）附則」第 7 条 4 において、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定された。

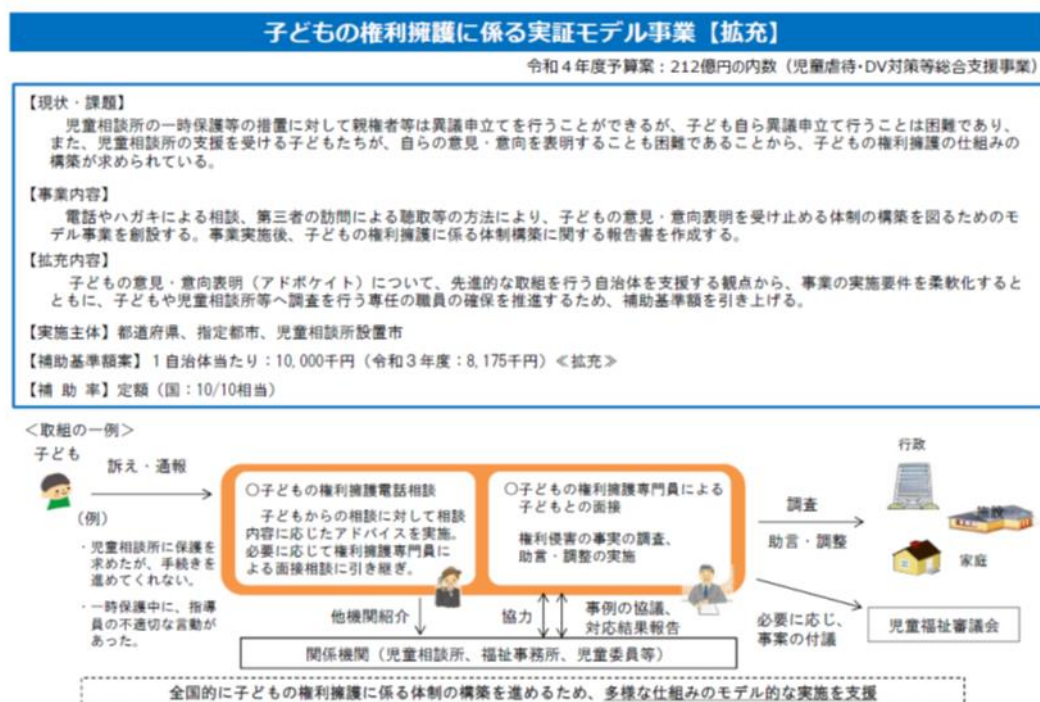
2022 年 5 月 17 日現在、衆議院で可決された児童福祉法等の一部を改正する修正法案の概要は以下のとおりである。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要	
改正の趣旨	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。
改正の概要	※赤字は、衆議院による修正部分
1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 【児童福祉法、母子保健法】	
①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。 ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、	
②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助費・措置を実施する。	
③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。	
2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 【児童福祉法】	
①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。	
②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。	
3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 【児童福祉法】	
①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。	
②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。	
4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 【児童福祉法】	
児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。	
5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 【児童福祉法】	
児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。	
6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 【児童福祉法】	
児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。 ※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。 ※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後 2 年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化） ※【児童福祉法】	
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。	
施行期日	
令和 6 年 4 月 1 日（ただし、5 は公布後 3 年以内で政令で定める日、7 の一部は公布後 3 月を経過した日、令和 5 年 4 月 1 日又は公布後 2 年以内で政令で定める日）	

<https://www.mhlw.go.jp/content/000939772.pdf>

2022 年春、国の実証モデル地として先行推進していた大分の相澤仁氏を中心に、全国子どもアドボカシー協議会が結成された。

<https://www.child-advocacy.org/>



[全国児童福祉主管課長会議 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/)

今後、各団体、各自治体で、アドボケイト活動を担う支援者養成が行われていくものと思われる。行政処分である一時保護、措置、措置変更、措置解除等では、これまで子どもの思いが十分に聴かれてこなかったためこのような仕組みを作っていくことは大切である。

一方、市町村の相談員、児童相談所の児童福祉司、児童心理司はこれまで子どもとのラポール形成がどうであったのか、あらためて見直す必要があるのではないだろうか。入所措置後は、施設や里親にお任せで、児童への面接は年に1回、あるいは一度もない。そしてまた人事交代。僕の担当は何代目の福祉司？というケースもある。そのような苦情も含めたアドボケイトではあるだろうが、子どもの思いや意見は外部にお任せではなく、市町村や児童相談所は措置されている子どもとのラポール形成をしっかりと行えるような体制や技術が求められる。